

契約保証及び前払金保証の電子化について

高知市上下水道局では、建設工事及び建設工事に係る測量・コンサルタント等業務委託における**契約保証及び前払金保証**について、**令和5年4月1日以降に契約締結するもの**から、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）による提出を可能としましたのでお知らせします。

具体的な手続については、保証機関（保証事業会社）にご確認ください。

なお、引き続き、紙の保証証書での提出も可能です。

1 電子化の対象となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社 ※
前払金保証（中間前払金含む）	前払金保証証書	保証事業会社 ※

※ 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」についてはこれまでどおり紙の証書や証券（原本）での提出が必要です。

2 電子証書の提出方法

保証契約締結後、保証事業会社から発行された「保証契約番号」と「認証キー」を、高知市上下水道局企画財務課宛の電子メール本文に記載又は添付のうえ提出し、必ずメールの到達確認を電話で行ってください。

（前払金（中間前払金）の請求については、申請書の押印は省略できますが、請求書の押印は省略できませんのでご注意ください。）

3 提出先

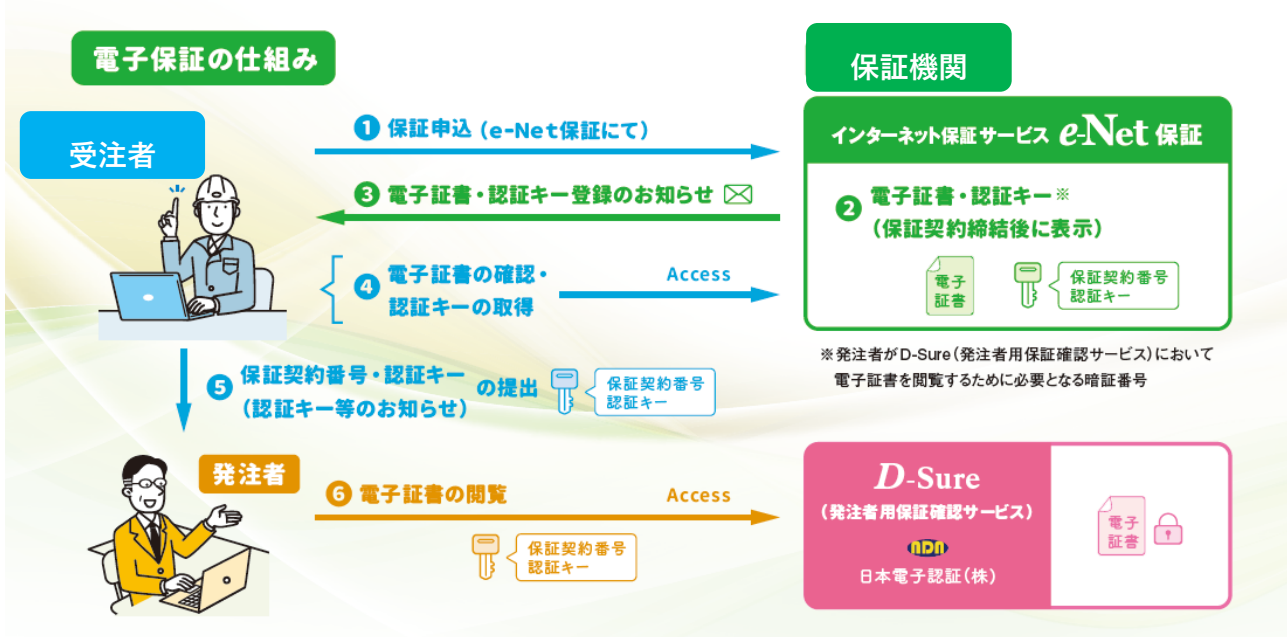
高知市上下水道局企画財務課：kc-241100@city.kochi.lg.jp

電話番号：088-821-9208

4 その他

契約保証のうち、契約保証金（現金）の納付の場合は、来庁のうえ調定指示書にて払込後、領収書（原本）の提示をお願いします。

＜参考＞ 電子保証の仕組み（イメージ）



問合せ先
高知市上下水道局企画財務課 契約担当
電話：088-821-9208
Mail：kc-241100@city.kochi.lg.jp